

平成25年第5回東洋町議会臨時会会議録

平成25年8月20日(火)

東洋町議会

余 白

平成25年第5回東洋町議会臨時会会議録

招 集 場 所 東洋町役場議会議場
開 会 平成25年8月20日(火) 10時00分宣告
出 席 議 員 (8名)

議長	小野 正路 君	副議長	今宮 裕明 君
1番	西岡 尚宏 君	2番	高島 俊彦 君
3番	小松 熙 君	4番	欠 員
5番	小林 幸三 君	6番	松本 太一 君
7番	田島毅三夫 君	8番	欠 員

欠 席 議 員 (0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名。

町 長	松延 宏幸 君
副 町 長	大坂 哲也 君
会 計 管 理 者	川田真由美 君
教 育 長	奈良崎幸一 君
総 務 課 長	光本 速雄 君
税 務 課 長	安岡 良仁 君
住 民 課 長	光本 孔士 君
産業建設課長	伊吹真貴博 君
教 育 次 長	藤村明美智 君
地域包括支援センター事務局長	蛭子 浩久 君
税務課長補佐	福原 良幸 君
産業建設課長補佐	小池 昭平 君

本会議に職務のため、出席した者の職氏名。

議会事務局長	生松 克祐 君
事務局書記	築地 仲音 君

議 事 日 程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 2番 高島 俊彦 君 3番 小松 熙 君

平成25年第5回東洋町議会臨時会議事日程

平成25年8月20日(火) 午前10時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 議案第44号 専決処分事項「平成25年度東洋町一般会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第4] 議案第45号 専決処分事項「平成25年度東洋町一般会計補正予算(専決第2号)」の承認を求めることについて
- [日程第5] 農業委員会委員の推薦について

平成25年第5回東洋町議会臨時会 平成25年8月20日 火曜日
議事のてんまつ

議長

(小野 正路議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

これより、平成25年第5回東洋町議会臨時会を開会します。

(開会時間:10時00分)

まず、東洋町議会から住民の皆様にお知らせ致します。このたび、IP告知の4チャンネルで議会放送が視聴できるようになりました。わがまちの課題や町民の意見がどのように議論され、反映されていくかを、ぜひこの機会にお聴きいただければと存じております。これからも我々、議員一同は、議会活動に邁進していく所存でございます。よろしく願いを致します。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として専決処分事項2件と農業委員会委員の推薦の件、計3件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。去る、7月20日、当議会、総務教育民生常任委員でありました佐竹新一議員がご逝去されました。在職中のご功績をたたえますとともに、謹んで哀悼の意を表します。心よりご冥福をお祈りします。以上をもって諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩して、佐竹新一議員の黙禱をしたいと思いますですがよろしいでしょうか。(自席より、異議なしの発言あり。)暫時休憩します。

(休憩時間:10時02分)

ご起立願います。黙禱。黙禱終わります。ご着席下さい。

(再開時間:10時03分)

日程に入る前に町長からの発言の申出がありましたので、これを許します。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

おはようございます。臨時会開会にあたりまして、一言、開会のご挨拶を申し上げます。9月定例会を間近に控えているところでございますが、本年第5回目となります臨時会を招集させていただきました。今年の夏は、まさし

く猛暑という言葉どおりの天候でございます。議会議員各位におかれましては、何かとご多忙のところ、ご参集を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

参議院選挙の翌日、7月22日には海の駅再建施設の起工式並びに安全祈願祭を執り行いました。1日でも早い無事の完成をご祈念申し上げたところでございます。また、町議会議員補欠選挙の日程も決定されているという状況でございますが、明日、21日からは生見ビーチで、第48回全日本サーフィン選手権大会が5日間の日程で開催をされます。今後も本町の自然環境を活かし、交流人口の拡大策の一環として取組んで参りたいと考えております。

本日の臨時会での議案でございますが、6月定例会後に緊急を要しました経費につき、専決処分をさせていただきました一般会計補正予算の承認議案2件と、8月24日任期満了となります農業委員の推薦についての議案、併せて3件となっております。適切なご審議とご決定をお願いを申し上げます。

連日、異常気象ともいうべき、大変、暑い日が続いております。皆様方には、熱中症対策など、健康管理にご留意され、一層のご自愛をされますようお願いを申し上げます。簡単ではございますけれども、本日の臨時会開会の挨拶とさせていただきます。

議長

(小野 正路議長)

町長の発言が終わりました。日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、2番、高島俊彦君並びに3番、小松熙君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。議会運営委員会で検討されておりますので委員長の報告を求めます。松本議会運営委員長。

議会運営委員長

(松本 太一議会運営委員長)

それでは報告致します。平成25年第5回臨時議会の議会運営委員会の報告を行います。本日、午前9時に議会運営委員会を開催致しまして、本臨時会の会期並びに運営等について協議致しました結果、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定致しました。以上で報告を終わります。

議長

(小野 正路議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、議案第44号、専決処分事項、平成25年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件と、日程第4、議案第45号、専決処分事項、平成25年度東洋町一般会計補正予算専決第2号の承認を求めることについての2件を、この際、一括議題としたいと思えますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それではご提案申し上げます。議案第44号、専決処分事項、平成25年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、標記の件について緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。本日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ423万円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億3,520万円と定め、平成25年7月11日に専決処分をさせていただいております。歳入では、地方交付税を増額しております。歳出では、総務費の総務管理費と衛生費の保健衛生費などを増額致しております。なお、内容につきましては総務課長に説明をさせます。

続きまして、議案第45号でございます。専決処分事項、平成25年度東洋町一般会計補正予算専決第2号の承認を求めることについて、標記の件について緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成25年8月20日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ309万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億3,829万4,000円と定め、平成25年8月1日に専決処分をさせていただいております。歳入では、地方交付税を増額致しております。歳出では、総務費の選挙費を増額しております。なお、内容につきましては総務課長に説明をさせます。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

それでは私の方から議案第44号、専決処分事項、平成25年度東洋町一般会計補正予算専決第1号について説明を致します。今回の補正専決では、歳入歳出それぞれ423万円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ24億3,520万円とするものであります。11ページをお願いします。歳入では、9款、地方交付税、1項、1目、地方交付税では補正額423万円を追加して、13億1,996万1,000円としております。これによりまして、普通交付税としては、11億6,362万3,000円を予算計上したことになっております。12ページをお願いします。歳出では、2款、総務費、1項、総務管理費、5目、財産管理費では123万円を追加して、2,277万6,000円としております。11節、需用費では生見集会所の屋根の葺替え修繕費123万円を計上しております。生見の集会所につきましては、今回の参議院議員選挙の投票所となっております。投票日の前に大雨により、台所周辺が雨漏りをし、緊急に修繕が必要となりましたので、専決補正計上をさせていただきました。4項、衛生費、1項、保健衛生費、3目、環境衛生費では、300万円を追加して、2,451万円としております。13節、委託料では、南山に置いてあった木材、また、コンクリート、これは側溝のふたであります。処分をするための委託料300万円を計上しております。これにつきましては、町有地に産業廃棄物等を放置しているなどの指摘を受けまして、町と致しましても、早急に処分するため、また、太陽光メガソーラーの設置工事が始まりますと、搬出車両の通行の確保ができないため、太陽光メガソーラー設置工事の前に搬出をするため、緊急を要しましたので、専決補正計上をさせていただきました。

続きまして、議案第45号、専決処分事項、平成25年度東洋町一般会計補正予算専決第2号について説明を致します。今回の専決補正予算につきましては、公職選挙法第113条第1項第6項の規定によりまして、東洋町議会議員補欠選挙が9月8日に行われますことに伴いまして、緊急に予算計上が必要となりましたので、専決補正予算を計上させていただきました。今回の補正専決では、歳入歳出それぞれ309万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ24億3,829万4,000円とするものであります。11ページをお願いします。歳入では、9款、地方交付税、1項、1目、地方交付税では、補正額309万4,000円を追加し、13億2,305万5,000円として

おります。これによりまして、特別交付税として1億5,943万2,000円を予算計上したことになっております。12ページをお願いします。歳出では、2款、総務費、4項、選挙費、5目、町会議員補欠選挙費では309万4,000円を追加計上しております。1節、報酬から19節、負担金補助金及び交付金では、町会議員補欠選挙に伴う選挙管理委員会委員報酬、投票立会人報酬等で54万6,000円を、職員の時間外手当等で109万6,000円を、臨時職員の賃金としまして11万円を、印刷製本費等の需用費で45万円、郵便等役務費で27万3,000円、選挙用ポスター掲示板設置委託料で30万円、投票所等の借上料で3万円、ポスター掲示板設置に伴う原材料費で4万5,000円を、選挙用はがき取扱費等で負担金補助金及び交付金を24万4,000円の予算を計上しております。以上です。

議長

(小野 正路議長)

提出者の説明が終わりました。これより日程第3、議案第44号、専決処分事項、平成25年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて質疑を行います。質疑はありますか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

通告してあります。何点か質問させてもらいます。今回、専決ということで出てきておりますけれども、これは既にどこまで進んでおるのかお聞きしたい。この事業についてですね、お聞きしたいと思います。これは、実はこの不法投棄のことについては、6月20日に副町長と担当課長と私と3人が現地に行きました。そして、メガソーラーが7月着工と聞くので、着工したら、撤去は困難になる。それまでに撤去して、そして、その跡地をメガソーラーに貸出できないかという提案をさせていただきました。そのときに副町長の方から、それも考えるという返事がございましたが、その後、検討結果の報告もございませんが、どのようになったのか。また以後、7月2日でしたか、臨時議会がございました。なぜ、こういう事業に伴う費用をですね、その臨時議会で、専決でなくて、提案してこなかったのか。そこを説明願いたいと思います。

2つ目になります。平成13年でしたかね、あれ、東京の方でしたか、あっちの方で姉羽事件というのがございましたね。建築廃材、そのときから建築廃材の廃棄処分の規制も、それまでは本当に緩やかだったんですよ。ところがそれ以降、13年以降、厳しくなって、あっちこっち聞き合わせましたところ、自家、再利用、例えば建築廃材をそれを使って、小屋を建てるとか、家の

修理に使うとか、そういうものに使う以外の全ての建築廃材は処分場で処分しなければいけないと、こうなっております。今回、南山に不法に投棄された建築廃材の撤去費用というのが300万円上がっておりますけれども、あまりにも多額であり、その、なぜ、処分場に持って行かなかったのか。その決定、あるいは経緯について詳しく説明を求めたいと思います。できれば物件ごとに、平成何年何月ぐらいに撤去したと、それぐらいのことは教えていただければ助かると思います。そして続きますが、誰が、何の目的で、その南山に廃棄したのか、放置、放棄したのか。その説明を願いたいと思います。

3つ目になりますが、この廃材は、解体時点で処分場に直行していれば、業者がその解体現場から車に積み込んで、そのまま処分場に直行しておけば、処分費のみの負担で済んだわけでございます。ところが、今回の再廃棄処分によってですね、余分の支出と考えられます廃材を奥に積み上げ、整理した費用、あるいは盛り土をして、隠蔽とまではいいませんが、隠したと言わせていただきますが、その費用及び今回の再積み込み、廃棄するためにまた、重機を持って行って、車に1車、1車積み込みしなければなりませんけれども、そういう無駄な費用、それはそれぞれいくら掛かったか、教えていただきたいと思います。

4番目になりますが、今回の撤去費用300万円の内訳を聞きたいと思います。3番目については、これは今回の費用の以前の問題です。4番目に、今回の撤去費用300万円の内訳を聞きたいと思います。処分費用がいくらだったのか。処分費用というのは業者に持って行って、そこで1トンいくらかで処分してもらう費用でございます。それをどれぐらい見積もったのか、あるいは積み込み費用、それに積み込んで行く費用はいくら見込んだか、あるいは運搬費用、2トンになるか、4トンになるか分かりませんが、それによって、その業者、処分業者まで運ぶその費用、そういうものはどれぐらい掛かったのか。この300万円の内訳を聞きたいと思います。

5つ目になりますが、これは定かではございません。職員さんの話ではですね、不法投棄回収分、前にあちこちへ、町道の横とか空き地なんかには不法投棄されていた家電製品がありますね、冷蔵庫とかテレビとかそういうものも、その中には含まれているのではないかと聞いておりますが、それは確認しておられるでしょうか。しておられたら、その費用も想定しておられるのか、お聞きしたいと思います。それから、もう一つ大事なことですけれども、この奥に整地して、それから土を盛って、隠蔽したというか、囲いしたと、それは前の町長時代であったのか、あるいはまた、現町長時代に行われたのか、お聞きしたいと思います。もし、現町長時代であるとしたならば、なぜそのと

きに撤去しなかったか。非常に今、疑問に思っておりますが、以上5点、質問致します。

議長 (小野 正路議長)
光本住民課長。

住民課長 (光本 孔士住民課長)
おはようございます。私の方から先に、この紙では3番ということになってますが、4番ということだったんでしょうかね、通告の方でいただいております。実際にどれくらいの費用が掛かったかということをご報告させていただきます。まず、実際の、今回、掛かった処分費用についてですけれども、処分費用は約88万1,000円。次に、積み込みの費用としては16万9,000円、運搬費用については全部、約ですが、33万9千円、それから最初の1の方の処分費用、トン単価のことやと思っておりますが、トン単価でいきますと0.68、6,800円ということになっております。以上です。

議長 (小野 正路議長)
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)
私の方からはですね、最後の方の整地の指示ですかね。これはですね、私は当然、23年の4月以降から、今の立場にいるわけでございます。それからですね、まず、庁舎内の片付けをしてもらわないけません、というところからいろんな整理ですね、(議席より、発言あり。)いや、庁舎の中ですよ、庁舎内外といいますか、敷地内も含めて、まず、きれいにしてもらわないかんというところからスタートしております。そういう流れの中で、南山も片付けしていかないかんのと違うかな、というようなことは庁議の中でも話したことはあると思っております。そういう流れの中で、いろんなものがあると、この3年間、私は全く知りませんでしたので、ただあの辺で鶏ですかね、そういったものも飼育しておったというようなことも聞いておりますが、そういったことも含めてですね、南山を整理をしていく、していかないかんという気持ちはあったわけですが、当時、まだ23年度はですね、まだ、訴訟中でございます。南山の件はですね、そういった中で、追々と勝手なことも控えておくべきかな、というふうにも思っておりましたが、訴訟の関係が一段落したという流れの中で、丁度、同じ時期にメガソーラーの話がございました。であれば、ここを何とか活

用したいという流れの中で、整地といいますかね、した方がよいと。利用できる面積がどれくらいあるかというようなことも含めてですね、測量もさせてもらったと、そういう流れの中で、産廃があるというようなことも聞いておりますが、それをですね、隠すというようなことはですね、全くこれは当然、考えていないわけですが、ただ追々と片付けは、町がしていけないかなという流れの中で、やはり予算が伴うことでございます。メガソーラーの事業に影響が出なければ、少しずつでも処分していったらよいかという考えでございましたけれども、工事に支障が出るというような話もございましたので、急きよ、業者の方に委託をするという判断を致しました。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)
大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)

それでは私の方からは全体についてですね、答弁をさせていただきたいと思っております。まず今回、既にもう発注しているのかということですが、発注をしまして、完了をしております。それと6月20日に田島議員さんの方から電話があつてですね、南山で落ち合つて、現場で産廃の産業廃棄物があるということの指摘を受けました。そのとき、私、初めて知つたようなことございまして、そのときに撤去して、メガソーラーに貸出すというような話は、その現場ではされなかつたと思つています。現場では処分ができていないと、これについてどうするんだというようなことで、判断はおまえらに任すというような話だつたと思つています。それを降りて、帰つてきてから再度、電話があつて、そういう提案をされたというように記録をしております。その後、町長の方にも相談を致しまして、メガソーラーの整地が始まる、丁度6月の下旬、25、6日だつたと思つていますが、業者が来るというときに、そこで1回協議をしようということになりまして、協議をしました。結果、整地と処分はですね、ちょっと一緒にできないということになりまして、いろいろ相談した結果、どこの業者に頼んでも最終的には処分場があるところへ行くので、そういう最終処分場を持っているところに見積りを取ろうということで、高知県と徳島県2業者に見積りを発注させていただきました。ということですね、7月2日に臨時会があつたんですけれども、その時点では見積りの提出がなされておりましたので、総額の費用が分からなかつたということで、臨時議会には提案ができなかつたということでございます。それと廃材については、いつ誰が、何の目的で、何トンというようなご質問をいただいておりますけれども、平成20年から22

年の間にですね、実際、名留川の施設を壊した、生見分校を壊した、甲浦支所を壊した、その廃材が置かれたということ、それと町道の改修時にコンクリート蓋、約1,000枚、4トンということを知っておりますけれども、それを一時、保管をしていた。それについては利用があるものについては持って行ってもらったりというような形で、半分ぐらいになっていたんじゃないかというふうに聞いておるんですけれども、申し訳ないです。いつ、いつ、何の目的というような部分についてはですね、私、承知しておりませんので、よろしくお願いをします。それと、積み上げた費用等についてはですね、先ほど、住民課長の方から実際にいった金額の報告があったと思いますので、(議席より、発言あり。)誰がというのは業者さんが持って行ったということ。(議席より、ほかしたときの指示との発言あり。)ほかしたときの指示は、職員が業者さんに話しがあったというふうな話は聞いたんですが、職員は自分の意見で持って行って下さいというようなことにはならないと思いますので、(議席より、いいとの発言あり。)その辺はご存じだと思いますので、それと、すいません。その300万の費用の見積りについてはですね、実際、見に行ったときに、写真を撮って、大体、アバウトで、台形ですね、20メートルぐらい、奥行き20の10で、高さが2メートルぐらいというような部分の中で、600立方メートルぐらいの処分になるだろうということですね、見積りをしていただいて、算出を2業者から提出をしていただいた。その安い方と、実際、実費ですね、目視の見積りですので、撤去費用については実際運搬された費用で、OKですよと言っていたいただいた徳島の業者に決定をして、発注をしたということになります。実際、300万の予算に対して、先ほど住民課長の方から申しあげましたように、約172万5,150円という費用になっております。以上よろしくお願いいたします。(議席より、発言あり。)

議長

(小野 正路議長)

大坂副町長、答弁して下さい。

副町長

(大坂 哲也副町長)

結局、廃材を寄せたり、積み上げたということですかね。それにつきましてはですね、美化清掃の関係で、浜で雇用していた方が、流木などをですね、山へ持って行って、整地してましたわね、その方に時間を見て、メガソーラーの工事が始まるから、除けて下さいというようなことで、処理をしていただきましたので、実際の費用というのは、払ってはおりません。その緊急雇用の事業の中で処理をしたということでございます。以上です。

議長

(小野 正路議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

一番、聞きたかったんはですね、例えば、今回の撤去に掛かる事業の中で、積み込みが要りますわね、それはユンボで積んだか、手で積んだか分かりませんが、この費用については16万9,000円というのが今、課長から答弁がありました、これひとつとってもですね、そのまま私が言うように直行しておれば、その工事を最初に解体したときに直行しておれば、必要なかったわけですよ。その今、副町長からその海の美化清掃の人たちがやってくれたということについても、その美化清掃の方というのは、この廃材を整地するというような役じゃないんですよ、雇っている理由がね。そういう方をここへ持ってきて、来ていただいて、そこで何日掛かったか分かりません。1週間ぐらい掛かりましたか。それを何人掛かったか分かりませんが、そういう人件費というのは、これはいうたら流用ですよ、そういうものに。そういうことが全て、直接処分場にそのときに持って行っておれば、必要のなかったことなんです。これが間接的に、直接、町から出ていないとしても、間接的に町の負担として出ている費用になるんですよ。そういう費用をトータルしてどれぐらい町負担が増えていたか、無駄な支出が出たかということをお聞きしているんですよ。それから、どういたしますか、今回の問題はですね、これはなかなかややこしい問題なんです。潰したときに姉羽事件からこちらに、厳しくなって建築廃材は1本たりとも、その個人あるいはまた処分場以外で使ってはいけないと、こうなっておりますが、それを知ってか知らずか、行政が生ゴミ処理や温浴施設の燃料費削減のための営利目的に使ったと、投棄して使ったと、こう聞いておりますが、これの確認したいと思います。そういう担当者あるいはその現場に立ち会った方から聞いておりますが、この確認をしたいと思います。それから、これはどうしてこういうことを言うかといいますと、平成17年に、ごめんなさい。もう一つ後へ戻って質問しておきますが、先ほど副町長の方から、誰がという特定をしていただけませんでした。しかしながら、私の聞いた範囲では行政責任者から業者に指示があって、その当時の職員担当にここへ置けという指示があって、置いたとこう確認しておりますが、それも重ねて確認したいと思います。それから、こういうことをどうして言うかといいますと、平成17年に某議員や民間業者が建築廃材を不法投棄、焼却するという問題が起きましたね。このときにそれをある

住民さんが告発しました。そのときに保健所へ訴えるように、と指示をしたのはその、この今いう問題を起こしたと思われる町長、当時の町長だったわけですね。だから私が思っているのは、このような法令を守って、不法投棄の訴えを支援するような正義感のある立派な町長がですよ、当時のですね、そんなことをするはずがないとこう思っているんですよ。本当にそういう前任者が、行政前任責任者が行ったものなのかどうか、改めて確認しておきます。はっきりと明言していただきたいと思います。それから、この先ほど説明がありました。この処分費用あるいは積み込み費用、運搬費用等ですね、本来なら破棄あるいは取壊した現場から2トン車、4トン車の車に積み込んで、本来ならそのまま処分場へ直行しておれば、後は向こうでの処分費用しかいらなわけです。今、トン6千なんぼ言いましたかね。6,800円。それしかいらなかったわけですよ。ところがそれを一旦、南山へ持って行って、新たにこういうことをしたお陰で、いったお金が積み込み費用とかそういう整理費用とかいろいろ要っておりますが、そういう費用がですね、これらは不要な二重負担になるんです。公金の、公費の。民間であれば、費用は業者が負担します。こういう問題を起こしたときは、この町負担は誰が払うのか。町がそのまま仕方がないからということで払うのか、その責任者が責任を持つのか、行政責任を住民血税で賄うのか、それはなかなか私は認めるわけにはいかないが、そのことについてお聞きしたいと思います。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答え致します。処分費のみの追加で済んだのではないかというような趣旨のご質問だと思いますけれども、確かにそのとおりでございますが、撤去しなければならぬものは撤去しなければなりません。誰がやるのかということになってきたときに、やはり町有地にあるものはやっぱり町が処分をする、基本的には、やはり行政責任であるとかあるいは個人の責任の問題とか、いろんなことはあるかも分かりませんが、ご指摘の、様々なご指摘の件につきましてはですね、ごもっともだと思ふ部分が8割方あると思います。(議席より、発言あり。)2割はないと思いますが、その辺はご理解を願いたいと思います。今回の専決処分につきましてはですね、緊急を要したと、前向きな事業に取り組む上での経費であるというふうに、ご理解していただきたいというふうに思っております。よろしくお願い致します。以上です。

議長

(小野 正路議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

町長の言われることもよく分かります。これをこれ以上、何する気持ちもございませぬけれども、ただ1、2点確認しておきたいと思います。この5月にです、町のある解体業者が同様、不法投棄でいきなり警察に摘発されました。県の保健所からも建築廃材を投棄はもちろん、家庭で燃やすのも、厳しくいえば違反であると、そして同日、摘発されて、現在、行政処分を検討中、待っている、とこういう状況に置かれています。私は自分の私的な考えで、また、これは批判を受けるか分かりませぬけれども、私の私的な考えでは営利目的ではない、風呂やかまどの薪、冬場の暖を取るためのたき火の薪です、そういうものに使うのまでです、止めるということはです、非常に問題があると、これらはやっぱり日本文化であって、いくら法律といえども、そこまできつくすべきではないのではないかと、こういう私的な感情を持っております。これを言ったら、また自分がまた厳しく追及されるか分かりませぬけれども、それからです、また知らずに行った住民違反、それは住民さんが知っちゃってやった場合には大きな違反になります。罪になると思いますけれども、住民違反などは一旦、注意して駄目なら日限を切って是正を求める。それでも駄目なら、行政処分するぐらいのですね、余裕が大事だと思っております。いきなり告発したりです、訴えたりとこういうことはね、これは行政がすべきことじゃないと、こう思います、現町長の考えをお聞きしたいと思っております。これが1つ目です。

それから、もう一つだけ聞いておきますが、一方、これは行政側のあれですが、一方、住民や議員による住民訴訟提起というのが、今、たくさん行われて、今までにもありました。粗を探して、いきなり訴えるのではなく、まず、その問題点や経緯を詳細に調査して、違法があれば何度か注意して、それでも駄目なら監査請求、それから住民訴訟と、こう進めるべきだと思う、手順的にはね。いきなりの告発や監査請求、裁判はです、これはまだ記憶に新しいと思っておりますけれども、過去には行政主導で町を二分した騒動がありましたね。こういうことをしていると、町及び住民間に相互不信を起こして、取り返しのつかないしこりを残すことになります。今回のような問題にしても、民間がやれば摘発され、処分を受け、撤去費用は自己負担となるのに、行政がやれば何のおとがめもなく、その撤去費用は公費で処分されるとなればで

すね、これは住民は納得しないと、こう思うんですよ。だから私は、先ほどの町長の言われたように、そういうことであれば、今後、不当な公金支出とならないように責任所在をはっきりとさせて、その経緯や費用の支出についても広報などではっきりと明言し、説明し、今後、二度と起こさないことを約束した上で謝罪し、納税者、住民が納得のいくような取計らいを行ってほしい、と思うんですよね。こういう今、どんどん進んで撤去を終わっております。また、現町政になってからの問題ではなかったといえども、やはり行政の行った大きな問題でございますので、その点については潔く謝罪し、説明し、そして今後、二度とこういうことを起こさないようにしていただきたい、というのが私の意見です。考えがあればお聞きしたいと思います。

議長

(小野 正路議長)

答弁いくんですか。はい、松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答え致します。5月の件はですね、直接、県への告発があったというふうに聞いておりました、町は一切、事後ということで対応したというふうに聞いております。ご指摘のとおりですね、臨機応変などいいますか、状況によって注意喚起から、指導から始めていくべきという、これはそのとおりでございます。このことは今回の件だけではなくて、全てのことに通じるわけでございます。そのように指導もしていきたいというふうに考えておりますけれども、現実はですね、なかなか大変というような状況もございます。文書、いろいろありますが、(議席より、発言あり。)はい、そのとおりです。気をつけていきますのでご指導のほどひとつよろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)

大坂副町長。答弁漏れですか。

副町長

(大坂 哲也副町長)

すいません1件、最後ですね、家電機器があるのではないかというふうな質問の答弁が抜けておりました。家電機器はありませんでした。(議席より、今回、総費用は160何万やったかなとの発言あり。)172万5,000円。

議長

(小野 正路議長)

田島毅三夫君の質疑が終わりました。他に質疑はありませんか。2番、高

畠俊彦君。

2番議員

(高島 俊彦君)

私も南山産業廃棄物処分委託料300万円の件であります。この産業廃棄物は澤山町政のとき、温浴施設のボイラーの燃料として保管していたものであり、燃料として再利用するための物だと聞いております。しかしながら、燃料として使わなくなった現在では、産業廃棄物と指摘されれば処分しなければならないと思うのですが、この保管してある場所であります。南山の現在、メガソーラー発電を建設しているところであり、メガソーラーができあがれば立入禁止となり、管理状態になると思いますが、そのような状況の中で町民の誰1人も迷惑を掛けない、何年かすれば、土に戻る、そのような物を専決処分で300万もの予算を掛けてする必要があったのか。物事には優先順位があります。他に早くやってもらいたい事業はいっぱいあります。このメガソーラー発電の設置業者にも指摘されたのでしょうか、質問致します。

議長

(小野 正路議長)

大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)

高島議員の質問にお答えをさせていただきます。必要があったのかという質問でしたけれども、やはり行政側としてですね、廃棄処分があるということを知らなかったらかまんいうたら語弊があるんですけども、やっぱり知った以上は処分をしなければならないというふうに判断をして、今回、予算計上をさせていただいて、処分をさせていただいたということでご理解をお願いしたいと思います。

議長

(小野 正路議長)

2番、高島俊彦君。

2番議員

(高島 俊彦君)

再問致します。指摘された以上は再利用の目的がない以上、産業廃棄物ですので、処分をしなければならないと思いますが、町民の血税ですので、町民のためになる、喜んでもらうところを最優先していただきたいと思えます。これで質問を終わります。答弁はいりません。

議長

(小野 正路議長)

答弁いいんですか。高島俊彦君の質疑が終わりました。他に質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号、専決処分事項、平成25年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成7:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4、議案第45号、専決処分事項、平成25年度東洋町一般会計補正予算専決第2号の承認を求めることについて質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号、専決処分事項、平成25年度東洋町一般会計補正予算専決第2号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成7:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5、農業委員会委員の推薦についての件を議題とします。今回、任期満了に伴い、新たに選任する農業委員会委員の議会推薦についてお諮りします。農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、農業委員会委員の推薦は4人以内と定められています。事前に全員協議会で選考した結果、別案のとおり議会が推薦する農業委員会委員は4人とし、松村博文君、杉本孝子君、大坪伊津美君、松崎巧君、以上の方を推薦したいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

以上で本臨時会に付託された案件は全て終了しました。これにて本日の会議を閉じます。これで平成25年第5回東洋町議会臨時会を閉会します。どうもお疲れさまでございました。これで議会放送を終了致します。

(閉会時間:10時55分)

